

第71号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の変更の認可について

目次

1	中期計画の変更理由	2
2	中期計画の変更内容	3～10
3	施行期日	11
4	新旧対照表	12～16

市民健康部
令和8年6月

1 中期計画の変更理由

長崎みなとメディカルセンターにおける個室使用料等の料金については、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「機構」という。）の第4期中期計画のほか規程で定め徴収しているところである。

しかしながら、近年の人件費及び物価の高騰に伴う施設の維持管理経費の増加や、什器の更新・施設の修繕等に係る今後の見込み、さらには近隣の同種の施設との均衡等を勘案した改定のほか、長崎市に準じた督促料の廃止に加え、その他所要の整備を行いたいとして、機構から第4期中期計画の変更に係る認可申請がなされた。

この第4期中期計画の変更について認可したいが、認可するにあたっては、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

「参 照」

地方独立行政法人法

第26条第1項 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

第83条第3項 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 中期計画の変更内容

(1) 個室使用料（中期計画に定める料金を改定するもの）

	現行	変更後
準個室（4床室）（1日）	2,000円を上限として理事長が定める額	2,000円
一般個室（1日）	8,000円	10,000円

ア 金額設定の考え方

医療機関が提供する有料の個室については、厚生労働大臣の定める基準において、保険医療機関の病床の数の5割までの患者に「妥当な範囲の負担」を求めることが認められており、長崎みなとメディカルセンターでは、開院時の近隣病院の金額との均衡等を考慮して、中期計画でその金額（8,000円（税抜）/1日）を定めている。

第4期中期計画に掲げる受益者負担の適正化も踏まえ、近隣病院の状況とともに、物価・人件費上昇率を勘案して設定した。

(1) 個室使用料（中期計画に定める料金を改定するもの）

イ 金額設定における積算

a 物価上昇（開院～現在）◆消費者物価指数（総合、令和2年度＝100）

平成26年度（開院）：97.5

令和8年3月（現在）：112.7 上昇率：15.6% $\Rightarrow 8,000\text{円（現在の個室料）} \times 15.6\% = \underline{1,248\text{円} \cdots \textcircled{1}}$

b PFI契約における施設維持管理業務費（清掃）の上昇（開院から現在）◆企業向けサービス価格指数（人件費投入比率）

※日本銀行調査統計局（類別：その他諸サービス、小類別：建物サービス、品目：清掃）

平成26年度（開院）：100

令和8年度（現在）：107.7 上昇率：7.7% $\Rightarrow 8,000\text{円（現在の個室料）} \times 7.7\% \div \underline{616\text{円} \cdots \textcircled{2}}$

c $\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{1,864\text{円}}$

【参考】

◆人事院勧告

平成26年度（開院）人勧（国家公務員行政職平均年間給与：6,618,000円）

令和7年度（現在）人勧（国家公務員行政職平均年間給与：7,143,000円）

上昇率：7.9% $\Rightarrow 8,000\text{円（現在の個室料）} \times 7.9\% \div 632\text{円}$

(1) 個室使用料（中期計画に定める料金を改定するもの）

ウ 他病院の現在の一般個室の料金（税抜）

長崎大学病院	長崎原爆病院	済生会長崎病院	佐世保市総合医療センター
10,000円	5,000円	6,500円	7,500円

エ 料金改定による影響額（年額）

一般個室28室の料金を2,000円増額し、平均稼働率を80.4%（構造改革プラン）で算定した場合には、**13,476,000円の増収**が見込まれる。

【影響額の算定根拠】

28室×2,000円（増額分）×365日×80.4%（構造改革プラン平均稼働率）×82%（現平均算定率）

(2) 駐車料金（料金の改定に加え新たに中期計画に定めるもの）

		現行 (中期計画への記載なし)	変更後 (中期計画に記載)
自動車	一般（7時～22時）	最初の15分まで100円 その後15分毎に100円	15分につき 100円
	一般（22時～7時）	100円／60分	60分につき 100円
	外来・健診・入退院時・手術説明・病院呼び出し	100円／1回	<u>1回24時間につき 300円</u>
	見舞い	100円／30分	30分につき 100円
二輪車	一般（7時～22時）	最初の15分まで50円 その後15分毎に50円	15分につき 50円
	一般（22時～7時）	50円／60分	60分につき 50円
	外来・健診・入退院時・手術説明・病院呼び出し	50円／1回	<u>1回24時間につき 50円</u>
	見舞い	50円／30分	30分につき 50円

ア 金額設定の考え方

第4期中期計画に掲げる受益者負担の適正化も踏まえ、近年の物価高騰の影響等による駐車場の維持管理経費の増加及び近隣病院等の駐車料金の状況を鑑み、外来・健診・入退院時・手術説明・病院呼出し時の自動車の駐車料金（100円/1回）を1回24時間につき300円としたい。

なお、近隣の主な医療機関における外来患者等の駐車料金は概ね1回当たり300円以上であり、均衡を失しない金額設定である。

また、長崎みなとメディカルセンター近隣の民間駐車場の状況（1時間/300～400円）も踏まえ、患者等に一定の負担は求めつつも利用者の利便性や理解等にもつながるよう、1回24時間につき300円とした。

(2) 駐車料金（料金の改定に加え新たに中期計画に定めるもの）

イ 他病院の現在の駐車料金

病院名	長崎大学病院	長崎原爆病院	済生会長崎病院
外来	400円/1日1回	300円/回	200円/回
手術/病院呼出	400円/1日1回	300円/回	100円/回

ウ 近隣の民間駐車場の料金

駐車場	A	B	C	D	E	F	G	H
みなとメディカルセンターからの距離（m）	90	90	100	150	170	180	180	180
昼間料金	20分 /100円	30分 /150円	20分 /100円	20分 /100円	20分 /100円	40分 /200円	40分 /200円	20分 /100円

エ 中期計画への記載

これまでは、中期計画における「理事長が別に定める額」を根拠として別に規程で定めていたが、地方独立行政法人法の規定の解釈において「料金に関する事項としては、地方自治法第228条第1項の規定に基づき条例で定める事項を中期計画に規定することが妥当であること」とされており、地方自治法の規定では「使用料は条例で定めることを要件としていること」から、今回駐車料金の見直しに際し、中期計画に新たに規定する。

(2) 駐車料金（料金の改定に加え新たに中期計画に定めるもの）

オ 料金改定による影響額等（年額）
令和8年度～令和12年度の見込みで、現行料金では費用に対し▲14,682千円が見込まれる。

単価300円/1回とした場合、外来等での収入は14,782千円（7,391千円×2）増加し、費用に対し概ね収支の均衡を図ることが可能となる。

	現行	料金改定後
【費用】		
警備保守費	13,106千円	13,106千円
清掃費	685千円	685千円
光熱水費	1,187千円	1,187千円
修繕費	14,424千円	14,424千円
その他諸経費等	6,003千円	6,003千円
減価償却費	10,581千円	10,581千円
費用計・・・①	45,986千円	45,986千円
【収入】		
外来以外での収入額…②	23,913千円	23,913千円
外来等での収入額…③	7,391千円	22,173千円
収入額（②+③）…④	31,304千円	46,086千円
差引（④-①）	▲14,682千円	100千円

(3) その他主な所要の整備（料金を据え置き新たに中期計画に定めるもの）

ア 役務の提供及び保険診療に基づく医療費の根拠に係る料金

役務の提供及び保険診療に基づく医療費の根拠に係る料金については、これまで独法化前に市の規則で規定していた料金（新生児世話料及びセカンドオピニオン提供料）については、独法化時に機構の料金規程に委任し、院内に料金を掲示して十分な周知を行ったうえで、利用者にご負担していただいていた。

その後、右表に掲げる新たな料金についても同様の取り扱いとしていたが、今回、改めて機構の使用料・手数料全般にわたり、その規定のあり方を法の規定等に則って整理するにあたり、市の使用料・手数料については条例に規定していることから、機構における使用料・手数料も中期計画に規定することが望ましいと思料された。

したがって、透明性等を図る観点からも右表の料金等については、中期計画に定めることが妥当であると判断した。

項目	料金等
非紹介患者初診及び再診加算料	ア 医科 （ア） 初診 7,000円 （イ） 再診 3,000円 イ 歯科 （ア） 初診 5,000円 （イ） 再診 1,900円
セカンドオピニオン提供料	1回 10,000円
生命保険・損害保険面談料	1回 5,000円
先天性代謝異常検査料	1回 2,546円
胎盤処置料（出産に限る。）	1回 3,000円
胎盤処置料（出産を除く。）	1回 1,000円
新生児世話料	1日 2,420円
母乳外来	1回 3,000円
母親学級	1回 1,500円
リンパ浮腫ケア料	1回 5,000円
エンゼルケア料	1回 5,000円

（３）その他主な所要の整備（中期計画に定める料金を廃止するもの）

イ 督促料

督促料については、中期計画において1通あたり100円と定めているが、長崎市において令和6年4月から廃止していることから、機構においても廃止する。

（４）その他（これまでの料金改定実施状況）

項目	改定時期
予防接種、病衣代等の自費診療	令和7年2月 ※料金規程改定
外国人患者、交通事故（自賠責保険）による自費診療	令和8年1月 ※中期計画変更
診断書料金	令和8年4月 ※料金規程改定

3 施行期日

施行日 令和8年10月1日

※長崎市における駐車料金改正時の周知期間は6か月間としていたが、今回の駐車料金の変更については、幅広く不特定多数の一般市民が利用する駐車料金の変更ではなく、病院の外来患者等の特定の者に係る駐車料金の変更であること、また、有料個室についても、同様に患者が任意に選択するサービスであり、ともに対象者が限定され、あらかじめ対象者に対して周知を図ることも容易であることから、周知期間を3か月間とし、長崎市広報誌、病院のホームページ、病院広報誌等により十分な広報を行うこととする。

4 新旧対照表

次の表の第4期中期計画（変更前）の欄に掲げる部分を同表の中期計画（変更後）の欄に掲げる部分に下線で示すように変更する。

中期計画（変更後）	中期計画（変更前）
第10 料金に関する事項 1 料金 料金は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 外国人患者（日本の国籍を有しない者で、社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る患者以外のものに限る。）に係る療養の給付に要する費用 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。この場合において、診療報酬の算定方法第2号中「10円」とあるのは「15円」とする。 (5) 交通事故の患者（社会保険診療に係る患者以外の患者に限る。）に係る療養の給付に要する費用 診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。この場合において、診療報酬の算定方法第2号中「10円」とあるのは「20円」とする。 (6) 非紹介患者初診及び再診加算料 健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき理事長が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 医科 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 初診 7,000円 (イ) 再診 3,000円	第10 料金に関する事項 1 料金 料金は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 外国人患者（日本の国籍を有しない者で、社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る患者以外のものに限る。）に係る療養の給付に関する費用 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。この場合において、診療報酬の算定方法第2号中「10円」とあるのは「15円」とする。 (5) 交通事故の患者（社会保険診療に係る患者以外の患者に限る。）に係る療養の給付に関する費用 診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。この場合において、診療報酬の算定方法第2号中「10円」とあるのは「20円」とする。 (6) 非紹介患者初診及び再診加算料 健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき理事長が定める額

新旧対照表

中期計画（変更後）	中期計画（変更前）
<u>イ 歯科 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u> <u>(ア) 初診 5,000円</u> <u>(イ) 再診 1,900円</u> (7) <u>分娩料 別表に掲げる額</u> (8) <u>個室使用料（希望により使用する場合に限る。）別表に掲げる額</u> (9) <u>駐車料金 別表に掲げる額</u> (10) <u>健康診断料 前記(1)を基準として理事長が定める額とし、国民健康保険組合その他の団体等との間における診療契約に係る料金は、その契約の定めるところによる。</u> (11) <u>セカンドオピニオン提供料 1回 10,000円</u> (12) <u>生命保険・損害保険面談料 1回 5,000円</u> (13) <u>先天性代謝異常検査料 1回 2,546円</u> (14) <u>胎盤処置料（出産に限る。） 1回 3,000円</u> (15) <u>胎盤処置料（出産を除く。） 1回 1,000円</u>	(7) <u>個室使用料（希望により使用する場合に限る。）別表に掲げる額</u> (8) <u>健康診断料 前記(1)を基準として理事長が定める額とし、国民健康保険組合その他の団体等との間における診療契約に係る料金は、その契約の定めるところによる。</u> (9) <u>分娩料 別表に掲げる額</u> (10) <u>手数料 別表に掲げる額</u> (11) <u>(1)から(10)に掲げる以外のもの 理事長が別に定める額</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u>

新旧対照表

中期計画（変更後）	中期計画（変更前）
<u>(16) 新生児世話料 1日 2,420円</u>	<u>【新設】</u>
<u>(17) 母乳外来 1回 3,000円</u>	<u>【新設】</u>
<u>(18) 母親学級 1回 1,500円</u>	<u>【新設】</u>
<u>(19) リンパ浮腫ケア料 1回 5,000円</u>	<u>【新設】</u>
<u>(20) エンゼルケア料 1回 5,000円</u>	<u>【新設】</u>
<u>(21) 診断書料 1通につき 3,000円以上7,000円以下</u>	<u>【新設】</u>
<u>(22) 証明書料 1通につき 1,000円以上2,000円以下</u>	<u>【新設】</u>
<u>(23) (1)から(22)に掲げるもの以外のもの 理事長が別に定める額</u>	<u>【新設】</u>
2 消費税 消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る料金は、前記1において定める額に消費税（地方消費税を含む。<u>「以下同じ。」</u>）を加算した額とする。<u>ただし、あらかじめ消費税が含まれる額として定められたものについては、この限りでない。</u>	2 消費税 消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る料金は、前記1において定める額に消費税（地方消費税を含む。）を加えた額とする。

新旧対照表

中期計画（変更後）					中期計画（変更前）							
別表					別表							
1 分娩料					1 個室使用料							
区 分			金 額		区 分		単 位		金 額			
帝王切開の場合			1 胎につき 1 8 万円		準個室（4 床室）		1 日		2, 0 0 0 円を上限として 理事長が定める額			
通常分娩の 場合	平日	時間内	1 胎につき 2 5 万円		多胎の分娩をする 場合の 2 胎目 以降の分娩料は、 1 胎につき左欄 の区分に応じ定 める金額に 2 分 の 1 を乗じて得 た額とする。	一般個室		1 日		8, 0 0 0 円		
		時間外	1 胎につき 3 0 万円			特別個室		1 日		2 4, 0 0 0 円		
		深 夜	1 胎につき 3 0 万円									
休 日		1 胎につき 3 0 万円										
帝王切開及 び通常分娩 以外の場合	平日	時間内	1 胎につき 1 6 万円									
		時間外	1 胎につき 1 9 万 2, 0 0 0 円									
		深 夜	1 胎につき 2 2 万 4, 0 0 0 円									
	休 日		1 胎につき 2 2 万 4, 0 0 0 円									
2 個室使用料					2 分娩料							
区 分		単 位		金 額		区 分		金 額				
準個室（4 床室）		1 日		2, 0 0 0 円		帝王切開の場合		1 胎につき 1 8 万円		多胎の分娩をする 場合の 2 胎目 以降の分娩料は、 1 胎につき左欄 の区分に応じ定 める金額に 2 分 の 1 を乗じて得 た額とする。		
一般個室		1 日		1 0, 0 0 0 円		通常分娩の 場合	平日	時間内	1 胎につき 2 5 万円			
特別個室		1 日		2 4, 0 0 0 円				時間外	1 胎につき 3 0 万円			
								深 夜	1 胎につき 3 0 万円			
						休 日		1 胎につき 3 0 万円				
帝王切開及 び通常分娩 以外の場合	平日	時間内	1 胎につき 1 6 万円									
		時間外	1 胎につき 1 9 万 2, 0 0 0 円									
		深 夜	1 胎につき 2 2 万 4, 0 0 0 円									
	休 日		1 胎につき 2 2 万 4, 0 0 0 円									

新旧対照表

中期計画（変更後）			中期計画（変更前）																							
3 駐車料金			【新設】																							
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="4">自 動 車</td><td>一般（午前 7 時から午後 10 時まで）</td><td>15 分につき 100 円</td></tr><tr><td>一般（午後 10 時から午前 7 時まで）</td><td>60 分につき 100 円</td></tr><tr><td>外来・健診・入退院時・手術説明・ 病院呼出し</td><td>1 回 24 時間につき 300 円</td></tr><tr><td>見舞い</td><td>30 分につき 100 円</td></tr><tr><td rowspan="4">二 輪 車</td><td>一般（午前 7 時から午後 10 時まで）</td><td>15 分につき 50 円/</td></tr><tr><td>一般（午後 10 時から午前 7 時まで）</td><td>60 分につき 50 円</td></tr><tr><td>外来・健診・入退院時・手術説明・ 病院呼出し</td><td>1 回 24 時間につき 50 円</td></tr><tr><td>見舞い</td><td>30 分につき 50 円</td></tr></table>			区 分		金 額	自 動 車	一般（午前 7 時から午後 10 時まで）	15 分につき 100 円	一般（午後 10 時から午前 7 時まで）	60 分につき 100 円	外来・健診・入退院時・手術説明・ 病院呼出し	1 回 24 時間につき 300 円	見舞い	30 分につき 100 円	二 輪 車	一般（午前 7 時から午後 10 時まで）	15 分につき 50 円/	一般（午後 10 時から午前 7 時まで）	60 分につき 50 円	外来・健診・入退院時・手術説明・ 病院呼出し	1 回 24 時間につき 50 円	見舞い	30 分につき 50 円			
区 分		金 額																								
自 動 車	一般（午前 7 時から午後 10 時まで）	15 分につき 100 円																								
	一般（午後 10 時から午前 7 時まで）	60 分につき 100 円																								
	外来・健診・入退院時・手術説明・ 病院呼出し	1 回 24 時間につき 300 円																								
	見舞い	30 分につき 100 円																								
二 輪 車	一般（午前 7 時から午後 10 時まで）	15 分につき 50 円/																								
	一般（午後 10 時から午前 7 時まで）	60 分につき 50 円																								
	外来・健診・入退院時・手術説明・ 病院呼出し	1 回 24 時間につき 50 円																								
	見舞い	30 分につき 50 円																								
注 1）「二輪車」とは、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)</u>をいう。																										
【削除】			3 手数料																							
			<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>診断書料</td><td>1 通につき</td><td>3, 0 0 0 円以上 7, 0 0 0 円以下</td></tr><tr><td>証明書料</td><td>1 通につき</td><td>1, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0 円以下</td></tr><tr><td>督促料</td><td>1 通につき</td><td>1 0 0 円</td></tr></table>			区 分	単 位	金 額	診断書料	1 通につき	3, 0 0 0 円以上 7, 0 0 0 円以下	証明書料	1 通につき	1, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0 円以下	督促料	1 通につき	1 0 0 円									
区 分	単 位	金 額																								
診断書料	1 通につき	3, 0 0 0 円以上 7, 0 0 0 円以下																								
証明書料	1 通につき	1, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0 円以下																								
督促料	1 通につき	1 0 0 円																								